

(別添)



厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

問合せ先：

厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
輸入食品安全対策室
(内線 2495, 2474, 4243)

平成 29 年度
輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果
中間報告

平成 29 年 12 月
厚生労働省医薬・生活衛生局食品監視安全課

平成 29 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果（中間報告）

1. はじめに

我が国に輸入される食品等（以下「輸入食品等」という。）の安全性を確保するため、国は、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項の規定により、平成 29 年度輸入食品監視指導計画を策定し、当該計画に基づいて監視指導を行っているところです。

（本計画は、食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針（平成 15 年厚生労働省告示第 301 号）に基づき、リスクコミュニケーションの実施及びパブリックコメントの募集を経て策定され、法第 23 条第 3 項の規定により官庁報告として官報にて公表されています。）

今般、平成 29 年 4 月から 9 月までの間に実施した輸入食品等に係る監視指導の状況について取りまとめたので公表します。

参 考：「輸入食品の安全を守るために」

<http://www.mhlw.go.jp/topics/yunyu/tp0130-1.html>

2. 平成 29 年度輸入食品監視指導計画の概要

① 輸入食品監視指導計画とは

法第 23 条第 1 項に規定される、食品等の輸入について国が行う監視指導の実施に関する計画をいいます。

【目的】国が、輸入食品等や輸入者に対する監視指導を重点的、効果的かつ効率的に実施することを推進し、輸入食品等の一層の安全性確保を図る。

② 輸入食品等の監視指導の基本的な考え方

食品安全基本法（平成 15 年法律第 48 号）第 4 条（食品の安全性の確保は、このために必要な措置が国の内外における食品供給行程の各段階において適切に講じられることにより、行われなければならない。）の観点から、輸出国、輸入時及び国内流通時の 3 段階において安全性確保に係る措置を講ずることを基本的な考え方としています。

③ 重点的に監視指導を実施すべき項目

- 輸入届出時における法違反の有無の確認
- モニタリング検査^{※1}（平成 29 年度計画：171 食品群、約 97,500 件）
- 検査命令^{※2}
- 包括的輸入禁止措置^{※3}
- 海外情報等に基づく緊急対応

※1：多種多様な輸入食品等について、幅広く監視するため、食品の種類ごとに輸入量、違反率等を勘案し、定めた、統計学的な考え方に基づく計画的な検査

※2：違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等について、輸入者に対し、輸入の都度の検査を命ずるもの。検査結果が法に適合しなければ輸入・流通が認められない（法第 26 条）。

※3：厚生労働大臣が、危害の発生防止の観点から必要と認める場合、検査を要せず特定の食品等の販売、輸入を禁止できる規定（法第 8 条及び第 17 条）

④ 輸出国における安全対策の推進

- 輸出国における説明会の開催等を通じた、政府担当者及び生産者に対する日本の食品安全規制の周知
- 二国間協議を通じた、法違反の原因究明及び再発防止対策の確立の要請並びに生産段階における安全管理、監視体制の強化、輸出前検査等による安全対策の推進
- 対日輸出食品の安全対策に関する計画的な情報収集及び現地調査による輸出国の衛生対策の推進

⑤ 輸入者に対する自主的な安全管理の実施に関する指導

- 輸入前指導（いわゆる輸入相談）
- 輸入相談時、初回輸入時及び継続輸入時における自主検査の指導
- 輸入食品等の輸入及び販売状況に関する記録の作成、保存に係る指導
- 輸入者等への食品安全に関する知識の普及啓発

3. 平成 29 年度輸入食品監視指導計画に基づく監視指導結果 (中間報告：速報値)

【 】内は昨年度同期の数値

平成 29 年 4 月から 9 月までの輸入届出の件数は、1,225,011 件【1,161,978 件】、重量は 12,255 千トン【11,874 千トン】であった(表 1)。

これに対し、102,756 件【98,172 件】(モニタリング検査 29,709 件【29,387 件】、検査命令 30,130 件【27,641 件】、自主検査 46,119 件【45,285 件】等の合計から重複を除いた数値)の検査を実施し、384 件【358 件】で法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた。

条文別の違反件数は、法第 11 条違反(食品の規格(微生物、残留農薬、残留動物用医薬品)、添加物の使用基準等)が 245 件と最も多く、次いで法第 6 条違反(アフラトキシン等の有害・有毒物質の付着等)が 106 件、法第 10 条違反(指定外添加物の使用)が 26 件、法第 9 条違反(食肉の衛生証明書の不添付)が 8 件、法第 18 条違反(器具又は容器包装の規格)が 7 件、法第 62 条違反(おもちゃの規格)が 1 件であった(表 2)。

モニタリング検査は、29,709 件(計画件数延べ 97,509 件に対し 59,165 件(実施率：約 61%)を実施し、このうち 80 件(延べ同件数)に法違反が確認され、回収等の措置を講じた(表 3)。また、モニタリング検査にて法違反が確認された輸入食品等については、違反の可能性を判断するため、必要に応じて検査率を 30%とし(表 4)、さらに、法違反の可能性が高いと見込まれる輸入食品等については、検査命令の対象として輸入の都度検査を実施し、監視体制の強化を図った(表 5)。

検査命令は、平成 29 年 9 月 30 日現在で、全輸出国対象の 17 品目及び 28 カ国・1 地域の 69 品目を対象としており、延べ 46,205 件(実数 30,130 件)を実施し、このうち 113 件(実数同件数)に法違反が確認され、積戻しや廃棄等の措置を講じた(表 6)。

海外情報等に基づく緊急対応として、リステリア・モノサイトゲネスに汚染されているフランス産のナチュラルチーズについて積戻し等を行うよう措置を講じ、EU 域内の産卵鶏農場でフィプロニルが違法に使用されているとの情報を受け、EU 域内で生産され、輸入された鶏卵、液卵及び粉卵についてモニタリング検査を実施する措置を講じた。また、日本国内において、プエラリア・ミリフィカを喫食したことが原因と考えられる健康被害情報が多数報告されていることを踏まえ、プエラリア・ミリフィカ及びプエラリア・ミリフィカを含む食品が輸入届出された場合には、輸入者に対し、製造管理等について報告を求め、報告がない場合は輸入を中止するよう指導する措置を講じた。(表 7)。

表 1 輸入届出・検査・違反状況(平成 29 年4月～9月:速報値)

届出件数 ^{※1} (件)	輸入重量 ^{※1} (千トン)	検査件数 ^{※2} (件)	割合 ^{※3} (%)	違反件数 (件)	割合 ^{※3} (%)
1,225,011	12,255	102,756 (30,130) ^{※4}	8.4	384	0.03
(前年度実績) 1,161,978	11,874	98,172	8.4	358	0.03

※1 計画輸入貨物(初回届出時は除く。)は計上せず。

※2 行政検査、登録検査機関検査、外国公的機関検査の合計から重複を除いた数値

※3 届出件数に対する割合

※4 検査命令に係る数値

表2 条文別違反状況(平成29年4月～9月:速報値)

違反条文	違反件数 (件)	構成比 (%)	主な違反内容
第6条 (販売等を禁止される 食品及び添加物)	106	27.0	アーモンド、香辛料、とうもろこし、ピスタチオナッツ、落花生等のアフラトキシンの付着、キャッサバ加工品等のシアン化合物の検出、大麦、コーヒー豆、米、小麦、大豆の輸送時における事故による腐敗・変敗・カビの発生等
第9条 (病肉等の 販売等の禁止)	8	2.0	衛生証明書の不添付又は不備
第10条 (添加物等の 販売等の制限)	26	6.6	指定外添加物(TBHQ、アゾルビン、一酸化炭素、サイクラミン酸、パテントブルー、ブリリアントブラックBN等)の使用
第11条 (食品又は添加物の 基準及び規格)	245	62.3	野菜及びその加工品の成分規格違反(農薬の残留基準超過)、畜水産物及びその加工品の成分規格違反(動物用医薬品の残留基準超過、農薬の残留基準超過)、冷凍食品、飲料等の成分規格違反(大腸菌群陽性、製造基準違反等)、添加物の使用基準違反(安息香酸、ソルビン酸、二酸化硫黄等)、添加物の成分規格違反、放射性物質の基準超過、安全性未審査の遺伝子組換え食品の検出等
第18条 (器具又は容器包装の 基準及び規格)	7	1.8	器具・容器包装の規格違反
第62条 (おもちゃ等への 準用規定)	1	0.3	おもちゃの規格違反
合計	393(延数) ^{※1} 384(実数) ^{※2}		

※1 違反となった検査項目の件数

※2 違反となった届出の件数

表3 モニタリング検査実施状況(平成 29 年4月～9月:速報値)

食品群	検査項目※1	計画件数※2	実施件数	違反件数
畜産食品 牛肉、豚肉、鶏肉、馬肉、その他食鳥肉等	抗菌性物質等	2,178	1,194	0
	残留農薬	1,221	1,039	0
	添加物	118	94	0
	病原微生物	657	358	0
	成分規格等	415	244	0
	放射線照射	29	16	0
	SRM除去	-	1,201	8
畜産加工食品 ナチュラルチーズ、食肉製品、 アイスクリーム、冷凍食品(肉類)等	抗菌性物質等	2,266	1,376	0
	残留農薬	1,757	1,181	0
	添加物	1,187	778	0
	病原微生物	3,704	2,521	0
	成分規格等	1,817	1,239	2
	カビ毒	-	9	0
水産食品 二枚貝、魚類、甲殻類(エビ、カニ)等	抗菌性物質等	1,997	1,180	4
	残留農薬	1,398	1,097	0
	添加物	657	281	0
	病原微生物	1,194	849	0
	成分規格等	324	217	0
	遺伝子組換え食品	-	16	0
	放射線照射	64	24	0
水産加工食品 魚類加工品(切り身、乾燥、すり身等)、冷凍食 品(水産動物類、魚類)、魚介類卵加工品等	抗菌性物質等	3,574	2,642	0
	残留農薬	4,381	3,058	0
	添加物	1,954	1,477	0
	病原微生物	3,822	2,506	0
	成分規格等	4,926	2,739	32
	カビ毒	-	1	0
	遺伝子組換え食品	-	1	0
	放射線照射	-	5	0
農産食品 野菜、果実、麦類、とうもろこし、豆類、 落花生、ナッツ類、種実類等	抗菌性物質等	2,170	1,834	0
	残留農薬	9,729	5,688	12
	添加物	534	450	0
	病原微生物	1,434	990	0
	成分規格等	355	258	0
	カビ毒	2,297	1,399	1
	遺伝子組換え食品	419	300	0
	放射線照射	119	93	0
農産加工食品 冷凍食品(野菜加工品)、野菜加工品、 果実加工品、香辛料、即席めん類等	抗菌性物質等	598	446	0
	残留農薬	6,800	4,991	5
	添加物	4,761	3,305	1
	病原微生物	1,911	1,144	0
	成分規格等	3,517	2,304	7
	カビ毒	2,535	1,717	2
	遺伝子組換え食品	302	168	0
	放射線照射	448	306	0
その他の食料品 健康食品、スープ類、調味料、菓子類、 食用油脂、冷凍食品等	抗菌性物質等	-	2	0
	残留農薬	1,074	784	0
	添加物	3,224	1,962	0
	病原微生物	-	2	0
	成分規格等	897	408	3
	カビ毒	955	590	0
飲料 ミネラルウォーター類、清涼飲料水、 アルコール飲料等	残留農薬	118	124	0
	添加物	1,075	670	0
	成分規格等	657	401	1
	カビ毒	178	93	0
添加物 器具及び容器包装 おもちゃ	成分規格等	1,762	1,391	2
合計(延数)		97,509※3	59,165 実施率約61%	80

※1 検査項目の例

- ・抗菌性物質等 : 抗生物質、合成抗菌剤、ホルモン剤等
- ・残留農薬 : 有機リン系、有機塩素系、カーバメイト系、ピレスロイド系等
- ・添加物 : 保存料、着色料、甘味料、酸化防止剤、防ばい剤等
- ・病原微生物 : 腸管出血性大腸菌O26、O103、O104、O111、O121、O145 及びO157、リステリア・モノサイトゲネス、腸炎ビブリオ等
- ・成分規格等 : 成分規格で定められている項目(細菌数、大腸菌群、放射性物質等(病原微生物を除く。))、貝毒(下痢性・麻痺性貝毒)等
- ・カビ毒 : アフラトキシン、デオキシニパレノール、パツリン等
- ・遺伝子組換え食品 : 安全性未審査遺伝子組換え食品
- ・放射線照射 : 放射線照射の有無

※2 抗菌性物質、残留農薬等の検査項目別の計画件数を示したもの ※3 各食品群の項目別件数に検査強化分の計画 10,000 件を加算した件数

表4 モニタリング検査強化品目※1(平成 29 年4月～9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
タイ	中国ブロッコリー(カイラン)	ジメトモルフ
		テブコナゾール
		トルフェンピラド
	キンツァイ(芹菜)	フェントエート
	生食用えび	腸炎ビブリオ最確数※2
ゆでがに	腸炎ビブリオ※3	
ガーナ	カカオ豆	2, 4-D
		シペルメトリン
		フェンバレレート
中国	しょうが	フルジオキシニル
	ピーマン	プロフェノホス
フィリピン	生食用ウニ	腸炎ビブリオ最確数※2
	ゆでだこ	腸炎ビブリオ※3
エチオピア	ごまの種子	2, 4-D
韓国	養殖さけ・ます	オキシテトラサイクリン
スリランカ	赤とうがらし	トリアゾホス
セルビア	パセリ	クロルピリホス
フランス	鶏肉	ナイカルバジン
ブルキナファソ	ごまの種子	イミダクロプリド
米国	ラズベリー	メキシフェノジド
ベトナム	不発酵茶	トリアゾホス
ベルギー	チコリ	ジメトモルフ
ポーランド	パセリ	ボスカリド
ミャンマー	緑豆	フィプロニル

※1 検査命令を解除した品目を含み、検査命令へ移行した品目を除く。

※2 夏期の検査強化として全届出件数の30%を対象に検査を実施(平成 29 年6月～10 月)

※3 夏期の検査強化として全届出件数(100%)を対象に検査を実施(平成 29 年6月～10 月)

表5 検査命令へ移行した品目(平成 29 年4月～9月)

対象国・地域	対象品目	検査項目
コロンビア	コーヒー豆	クロルピリホス
中国	レイシ	4-クロルフェノキシ酢酸
フランス	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス
ブルキナファソ	ごまの種子	アフラトキシン
米国	乾燥なつめやし	アフラトキシン

表6 主な検査命令対象品目及び検査実績(平成29年4月～9月:速報値)

対象国・地域	主な対象品目	主な検査項目	検査件数	違反件数
全輸出国 (17品目)	アーモンド、チリペッパー、 落花生等	アフラトキシン	5,998	60
	キャッサバ、シアン含有豆類	シアン化合物	252	3
	すじこ	亜硝酸根	185	0
中国 (15品目)	野菜(えだまめ、たまねぎ、ほう れんそう等)、レイシ、あさり	残留農薬(エンドリン、クロルピリホス、 ジフェノコナゾール、チアメトキサム、デ ィルドリン(アルドリンを含む。)、4-クロ ルフェノキシ酢酸、プロメトリン等)	11,434	9
	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	4,174	0
	加工食品	サイクラミン酸	431	0
	うなぎ、スッポン	残留動物用医薬品等(エンロフロキサ シン、オキシソリニック酸、スルファジミジ ン)	48	0
	ハスの種子	アフラトキシン	14	0
韓国 (12品目)	二枚貝	麻痺性貝毒、下痢性貝毒	123	0
	青とうがらし、パプリカ	残留農薬(クロルピリホス、フルキンコ ナゾール)	4	0
	養殖ひらめ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサ シン、オキシテトラサイクリン)、クドア・ セプテンブクタータ	3	0
	生食用あかがい	腸炎ビブリオ	2	0
タイ (9品目)	おくら、グリーンアスパラガス、ド リアン、バナナ、マンゴー、マン ゴスチン	残留農薬(EPN、イマザリル、クロルピリ ホス、シベルメトリン、プロピコナゾー ル、メタラキシル及びメフェノキサム)	1020	0
	ゆでがに	腸炎ビブリオ	13	1
米国 (8品目)	乾燥なつめやし、とうもろこし、ピ スタチオナッツ	アフラトキシン	1506	5
	セロリ	ビフェントリン	286	3
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	2	0
イタリア (6品目)	アーモンド	アフラトキシン	57	0
	米	ピリモホスメチル	15	0
	ナチュラルチーズ	リステリア・モノサイトゲネス	15	0
フィリピン (5品目)	アスパラガス、マンゴー	残留農薬(クロルピリホス、ジフェノコナ ゾール、シベルメトリン、フェントエート)	149	0
	生食用まぐろ	サルモネラ属菌	123	0
ベトナム (5品目)	いか、えび、かわはぎ	残留動物用医薬品等(エンロフロキサ シン、クロラムフェニコール、スルファジ アジン、フラゾリドン)	17,471	5
	加工食品	サイクラミン酸	59	0
その他(21カ国・1地域、総29品目)			2,821	27
合計(延数)			46,205	113
合計(実数)			30,130	113

表7 海外情報等に基づき行った主な監視強化(平成 29 年4月～9月)

強化月	対象国	対象品目及び内容	経緯及び対応状況
8月	フランス	ナチュラルチーズ (リステリア・モノサイトゲネス汚染)	フランスにおいて、リステリア・モノサイトゲネス(病原微生物)が検出されたとして製造者がナチュラルチーズの自主回収を行っているとの情報を受け、回収対象製品が輸入届出された場合には、積戻し等を行うよう措置を講じた。
8月	EU(欧州連合)加盟国	鶏卵、液卵及び粉卵 (フィプロニル汚染)	EU域内の産卵鶏農場でフィプロニル(殺虫剤)が違法に使用され、問題のあった農場経由の鶏卵について回収措置が講じられたとの情報を受け、EU加盟国から鶏卵、液卵及び粉卵が輸入届出された場合には、全ての輸入届出についてモニタリング検査を実施する措置を講じた。
9月	—	プエラリア・ミリフィカ (健康被害のおそれ)	日本国内において、プエラリア・ミリフィカ(マメ科の植物)を喫食したことが原因と考えられる健康被害情報が多数報告されていることを踏まえ、プエラリア・ミリフィカ及びプエラリア・ミリフィカを含む食品が輸入届出された場合には、輸入者に対し製造管理等について報告を求め、報告がない場合は輸入を中止するよう指導する措置を講じた。

(参考)主な用語説明

用語	説明
アフラトキシン	カビ毒(アスペルギルス属等の真菌により産生される。)
安息香酸	添加物(保存料)
遺伝子組換え技術	細菌などの遺伝子の一部を切り取って、その構成要素の並び方を変えて元の遺伝子に戻したり、別の種類の生物の遺伝子に組み入れたりする技術
イマザリル	農薬(イミダゾール系殺菌剤)
イミダクロプリド	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
エンドリン	農薬(有機塩素系殺虫剤)
エンロフロキサシン	動物用医薬品(ニューキノロン系合成抗菌剤)
オキシテトラサイクリン	動物用医薬品(テトラサイクリン系抗生物質)
オキシロニック酸	動物用医薬品(キノロン系合成抗菌剤)
クドア・セプトエンブクタータ	食中毒の原因となる寄生虫の一種(粘液胞子虫)
クロラムフェニコール	動物用医薬品(合成抗菌剤)
クロルピリホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
下痢性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
サイクラミン産	指定外添加物
サルモネラ属菌	病原微生物(広く自然界に生息する菌で、主に鶏卵、食肉を汚染し、腹痛、下痢、発熱を引き起こす)
シアン化合物	有害有毒物質(一部豆類などの植物に含まれるシアン配糖体などのシアン関連化合物)
ジフェノコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
シペルメトリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
ジメトモルフ	農薬(ジメトモルフ系殺菌剤)
スルファジアジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
スルファジミジン	動物用医薬品(合成抗菌剤)
ソルビン酸	添加物(保存料)
チアメキサム	農薬(ネオニコチノイド系殺虫剤)
腸炎ビブリオ	病原微生物(海(河口部、沿岸部など)に生息する菌で、主に魚介類を汚染し、腹痛、水様下痢、発熱、嘔吐を引き起こす。)
腸管出血性大腸菌	病原微生物(動物の腸管内に生息する菌で、糞尿を介して食品、飲料水を汚染し、初期感冒様症状のあと、激しい腹痛と大量の新鮮血を伴う血便を引き起こす。)
ディルドリン(アルドリンを含む)	農薬(有機塩素系殺虫剤)
デオキシニパレノール	カビ毒(フザリウム属の真菌によって産生される。)
テブコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
トリアゾホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
トルフェンピラド	農薬(殺虫剤)
ナイカルバジン	動物用医薬品(寄生虫駆除剤)
二酸化硫黄	添加物(酸化防止剤)
パツリン	カビ毒(ペニシリウム属やアスペルギルス属等の真菌によって産生される。)
ビフェントリン	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)

用語	説明
ピリミホスメチル	農薬(有機リン系殺虫剤)
フィプロニル	農薬(フェニルピラゾール系殺虫剤)
プエラリア・ミリフィカ	マメ科の植物で、塊根に女性ホルモン(エストロゲン)様物質が含まれる。
フェントエート	農薬(有機リン系殺虫剤)
フェンバレレート	農薬(ピレスロイド系殺虫剤)
フラゾリドン	動物用医薬品(ニトロフラン系合成抗菌剤)、代謝物はAOZ
フルキンコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
フルジオキシニル	農薬(フェニルピロール系殺菌剤)
プロピコナゾール	農薬(トリアゾール系殺菌剤)
プロフェノホス	農薬(有機リン系殺虫剤)
プロメトリン	農薬(トリアジン系除草剤)
ボスカリド	農薬(アニリド系殺菌剤)
麻痺性貝毒	貝毒(主に有害プランクトンが産生し二枚貝が蓄積する毒素の一種)
メタラキシル	農薬(アニリド系殺菌剤)
メキシフェンジド	農薬(ベンゾイルヒドラジド系殺虫剤)
メフェノキサム	農薬(アニリド系殺菌剤)
リステリア・モノサイトゲネス	病原微生物(自然環境中に広く常在する菌で、主に乳製品、食肉加工品を汚染し、倦怠感、発熱を伴うインフルエンザ様症状を引き起こす。)
2,4-D	農薬(フェノキシ酸系除草剤)
4-クロルフェノキシ酢酸	農薬(植物成長調整剤)
EPN	農薬(有機リン系殺虫剤)